5 都立高等学校の入試の概要

(1) 推薦に基づく入試

応募資格

次の(1)から(3)までの全てに該当し、**志願する都立高校を第１志望とする者**。ただし、連携型中高一貫教育に関わる入試、在京外国人生徒対象の入試（竹台高校、田柄高校、南葛飾高校、府中西高校、飛鳥高校、六郷工科高校及び杉並総合高校）及び国際バカロレアコースの入試に出願する者、都立特別支援学校の高等部の入学許可予定者となり入学確約書を提出した者（入学手続を終えた者も含みます。）、都立中学校を卒業する見込みの者及び都立中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者の応募は認めません。

(1) **令和５年１２月３１日現在、都内に所在する中学校、義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中学部又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」といいます。）に在籍し、令和６年３月に都内の中学校を卒業又は修了（以下「卒業」といいます。）する見込みの者**

ただし、都外に所在する都立特別支援学校の中学部を卒業する見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、中学校を卒業する見込みであり、令和５年１２月３１日に都内に住所を有していなくても、入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者を含みます。

(2) **以下による者**

ア **一般推薦**

一般推薦に志願する意思があり、在学している中学校の校長（以下「中学校長」といいます。）の推薦を受けた者

イ **文化・スポーツ等特別推薦**（以下「特別推薦」といいます。）

特別推薦に志願する意思があり、在学している中学校長の推薦を受けた者

ウ **理数等特別推薦**（以下「特別推薦（理数）」といいます。）

特別推薦（理数）に志願する意思があり、在学している中学校長の推薦を受けた者

(3) **保護者と同居している者で、令和５年１２月３１日現在、都内に住所を有し、それ以降も都内に住所を有し、かつ、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者**

なお、東日本大震災（平成２３年3月１１日発生）、平成２８年熊本地震（平成２８年4月１４日発生）、平成３０年７月豪雨、平成３０年北海道胆振東部地震（平成３０年９月６日発生）、令和元年台風第１９号又は令和２年７月豪雨において、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者で、既に都内に避難し都内中学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができます。その際、志願者が保護者と同居していない場合は、具申書の提出が必要です。

「保護者」とは、本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいいます。

出願方法

次により都立高校に出願することができます。

１　一般推薦

志願者は、１校１コース又は１科（１分野）に限り出願します。志願変更はできません。

志望する同一の都立高校内にある同一の学科内に２科（２分野）以上ある場合（芸術に関する学科を除きます。）は、第２志望として他の１科（１分野）に限り指定することができます。ただし、同一の都立高校内に普通科とコース、農業科と家庭科等、複数の学科がある場合は、それぞれ別の学科として扱うため、一方を第１志望とした場合、他方を第２志望に指定することはできません。

なお、新宿山吹高校では、情報科２部又は情報科４部のどちらか一つの部を指定して出願します。

（例１）　第１志望を八王子桑志高校の産業科のデザイン分野とした場合、同じ学科のクラフト分野を第２志望に指定することができます。

（例２）　第１志望を松が谷高校の外国語コースとした場合、普通科を第２志望に指定することはできません。

（例３）　第１志望を瑞穂農芸高校の農業に関する学科の園芸科学科とした場合、同じ学科の畜産科学科を第２志望に指定することはできますが、家庭に関する学科の生活デザイン科を第２志望に指定することはできません。

（例４）　第１志望を六郷工科高校の工業に関する学科のデュアルシステム科とした場合、同じ学科のプロダクト工学科を第２志望に指定することができます。

＜志望順位を指定することができる例＞

（例１）

	八王子桑志高校	
第１志望	デザイン分野	（産業科）
第２志望	クラフト分野	（産業科）

（例４）

	六郷工科高校	
第１志望	デュアルシステム科	（工業に関する学科）
第２志望	プロダクト工学科	（工業に関する学科）

出願方法

<志望順位を指定することができない例>

（例２）

	松が谷高校	
第１志望	外国語コース	（コース）
第２志望	普通科	（普通科）

（例３）

	瑞穂農芸高校	
第１志望	園芸科学科	（農業に関する学科）
第２志望	生活デザイン科	（家庭に関する学科）

２　特別推薦

志願者は、特別推薦を実施する都立高校の種目等のうちから１種目を指定し、１コース又は１科（１分野）に限り出願します。志願変更はできません。また、**当該校の一般推薦にも出願することができます**。この場合の出願方法は、前項１の一般推薦における出願方法によります。

３　特別推薦（理数）

志願者は、１校１科に限り出願します。志願変更はできません。また、他の推薦に基づく選抜に出願することもできません。

出願手続

１　出願に要する書類等及び提出方法

志願者は、インターネット上の出願サイトで志願者情報等の入力を行い、中学校長の承認を経て、都立高校長宛てに、出願に要する書類を、中学校を通じて、書類提出期間内に必着するよう、簡易書留郵便等の追跡可能かつ対面で受け渡される方法により提出してください。ただし、インターネット出願を行うことができないやむを得ない事情がある場合には、所定の入学願書により出願を行うため、志願者は、中学校を通じて志願先の都立高校に連絡し、その他出願に要する書類と併せ、書類提出期間内に必着するよう、中学校を通じて都立高校長宛てに簡易書留郵便等の追跡可能かつ対面で受け渡される方法により提出してください。

なお、インターネット出願に関する詳細については「３　インターネットを活用した出願について」（9ページから１３ページ）を参照してください。

出願後は、出願サイトへの入力内容及びその他出願に要する書類に係る記載事項の変更はできません。

(1)　一般推薦

①　一般推薦書

②　入学願書（インターネット出願では、出願サイトへ志願者情報を入力します。）

③　調査書

④　自己ＰＲカード

⑤　入学考査料（全日制２，２００円、新宿山吹高校情報科９５０円：出願サイト上での決済又は納付書による納付とします。納付書による場合は、所定の納付書により、納付書裏面に記載された納付場所で納付した領収証書の画像を出願サイトにアップロードします。やむを得ず紙の入学願書を用いる場合は、領収証書を裏面に貼り付けて提出します。）

(2)　特別推薦

①　文化・スポーツ等特別推薦書

②　入学願書（インターネット出願では、出願サイトへ志願者情報を入力します。）

③　調査書

④　自己ＰＲカード

⑤　入学考査料（２，２００円：出願サイト上での決済又は納付書による納付とします。納付書による場合は、所定の納付書により、納付書裏面に記載された納付場所で納付した領収証書の画像を出願サイトにアップロードします。やむを得ず紙の入学願書を用いる場合は、領収証書を裏面に貼り付けて提出します。一般推薦を同時に志願する場合は、一般推薦の出願にも入学考査料が必要となります。紙の入学願書による場合、領収証書２枚を入学願書の裏面に貼り付けます（貼り付け方は入学願書の裏面を参照してください。））。

※　一般推薦を同時に志願する場合も、調査書及び自己ＰＲカードは１部のみの提出となります。

(3)　特別推薦（理数）

①　理数等特別推薦書

②　入学願書（インターネット出願では、出願サイトへ志願者情報を入力します。）

③　調査書

④　自己ＰＲカード

⑤　科学分野等の研究に関するレポート

⑥　入学考査料　全日制２，２００円（出願サイト上での決済又は納付書による納付とします。納付書による場合は、所定の納付書により、納付書裏面に記載された納付場所で納付した領収証書の画像を出願サイトにアップロードします。やむを得ず紙の入学願書を用いる場合は、領収証書を裏面に貼り付けて提出します。）

２　応募状況の発表

応募人員は、１月２２日（月）夜に、東京都教育委員会ホームページに掲載します。

検査内容	1　一般推薦 (1)　全員に個人面接を実施します。集団討論については、必要と判断した都立高校において実施することができます。また、小論文又は作文、実技検査、その他学校が設定する検査（以下「小論文又は作文等の検査」といいます。）のうちから、当該都立高校長が定めたいずれか一つ以上の検査を実施します。 (2)　第１志望及び第２志望とする科（分野）で実施する小論文又は作文等の検査の課題が異なる場合は、それぞれの課題を課すものとします。 2　特別推薦 (1)　全員に個人面接又は集団面接及び実技検査を実施し、その他の検査の内容については、当該都立高校長が定めます。 (2)　特別推薦と同時に一般推薦を志願する者については、一般推薦において実施する個人面接及び小論文又は作文等の検査についても課すものとします。 3　特別推薦（理数） 科学分野等の研究に関するレポートに関する口頭試問、個人面接及び小論文の検査を実施します。
選考	1　選考 (1)　一般推薦 選考は、「７　入試実施方法一覧（別表１）」（４２ページから７２ページまで参照）に基づき、調査書、個人面接（集団討論を実施する学校は集団討論を含みます。）、小論文又は作文等の検査を総合した成績（以下「総合成績」といいます。）、出願時の志望及び都立高校長が必要とする資料（自己ＰＲカードを含みます。）により行います。 なお、全ての都立高校で、調査書における各教科の観点別学習状況の評価（全２７観点）又は評定（９教科）のどちらか一方を調査書点として点数化します。ただし、エンカレッジスクールとして指定された都立高校は、観点別学習状況の評価（７３ページ参照）を用います。 点数化するに当たり、観点別学習状況の評価を用いる場合は、各都立高校の特色に応じて、特定の観点の配点を高くするなどして活用します。評定を用いる場合は、特定の教科の評定に比重をかけることは行いません。 また、自己ＰＲカードは点数化しませんが、個人面接の面接資料として活用します。 (2)　特別推薦 選考は、「９　文化・スポーツ等特別推薦実施校の入試方法等一覧（別表２－１）」（７４ページから１１３ページまで参照）に基づき、総合成績により行います。 選考に当たっては、各都立高校が自校の教育活動の実績や特色などに基づいて適切な基準を定めます。個人面接又は集団面接及び実技検査のほか、小論文又は作文等の検査を適宜組み合わせ、選考資料として用います。 なお、個人面接や集団面接に当たっては、自己ＰＲカードを面接資料として活用します。 (3)　特別推薦（理数） 選考は、「１０　理数等特別推薦実施校の選抜方法等（別表２－２）」（１１４ページ参照）に基づき、総合成績により行います。 選考に当たっては、各都立高校が自校の教育活動の実績や特色などに基づいて適切な基準を定めます。個人面接及び科学分野等の研究に関するレポートに関する口頭試問、小論文の検査を組み合わせ、選考資料として用います。 なお、個人面接に当たっては、自己ＰＲカードを面接資料として活用します。 2　合格候補者の決定 (1)　一般推薦

区　　分	合格候補者の決定方法
普通科（コースを置く都立高校のコース及び単位制を含む。）、専門学科及び総合学科	当該都立高校の推薦に基づく入試の募集人員に相当する人員を、当該都立高校があらかじめ定めた選考方法により総合成績の順に決定し、これを当該都立高校の一般推薦合格候補者とします。

<table>
<tr><td>選考</td><td>

(2)　特別推薦

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>合格候補者の決定方法</th></tr>
<tr><td rowspan="3">普通科、専門学科及び総合学科</td><td>全ての種目等の募集人員を男女別に定めている場合</td><td>種目等ごとに、当該種目等の男女別の募集人員に相当する人員を、当該都立高校があらかじめ定めた選考方法により男女別の総合成績の順に決定し、これを当該種目等の特別推薦合格候補者とします。
全ての種目等の特別推薦合格候補者を、当該都立高校の特別推薦合格候補者とします。</td></tr>
<tr><td>全ての種目等の募集人員を男女合同に定めている場合</td><td>種目等ごとに、当該種目等の募集人員に相当する人員を、当該都立高校があらかじめ定めた選考方法により総合成績の順に決定し、これを当該種目等の特別推薦合格候補者とします。
全ての種目等の特別推薦合格候補者を、当該都立高校の特別推薦合格候補者とします。</td></tr>
<tr><td>種目等ごとに募集人員を男女別又は男女合同に定めている場合</td><td>募集人員を男女別に定めた種目等ごとに、当該種目等の男女別の募集人員に相当する人員を、当該都立高校があらかじめ定めた選考方法により男女別の総合成績の順に決定し、これを当該種目等の特別推薦合格候補者とします。
募集人員を男女合同に定めた種目等ごとに、当該種目等の男女合同の募集人員に相当する人員を、当該都立高校があらかじめ定めた選考方法により男女合同の総合成績の順に決定し、これを当該種目等の特別推薦合格候補者とします。
全ての種目等の特別推薦合格候補者を、当該都立高校の特別推薦合格候補者とします。</td></tr>
</table>

(3)　特別推薦（理数）

当該都立高校の特別推薦（理数）の男女合同の募集人員に相当する人員を、当該都立高校があらかじめ定めた選考方法により男女合同の総合成績の順に決定し、これを当該都立高校の特別推薦（理数）合格候補者とします。

</td></tr>
<tr><td colspan="2">合格者の発表</td><td>入学願書提出校における校内の掲示及び合否照会サイト上で行います。
なお、大島海洋国際高校の合格者の発表は、東京都教職員研修センターにおいても行います。
また、合格者には、合格通知書を交付します。交付に当たっては受検票が必要です。</td></tr>
<tr><td>入学手続</td><td colspan="2">**合格者は、合格した都立高校において入学手続期間内に入学確約書を提出し、所定の納付書により、納付期間内に入学料（全日制　５，６５０円、新宿山吹高校情報科　２，１００円）を納付します。**
入学手続期間内に入学確約書を提出しない者は、合格を放棄したものとみなします。入学料の納付期限は、合格発表日の翌日から起算して５日以内です（ただし、５日目が土・日・祝日に当たる場合は金融機関等の翌営業日）。
また、入学料の納付がない場合、入学確約書は無効となります。
なお、大島海洋国際高校の入学手続は、同校及び東京都教職員研修センターで行います。</td></tr>
</table>

(2) 学力検査に基づく入試（第一次募集・分割前期募集）

応募資格

入学を志願することのできる者は、次の「１　都立高校の全日制及び定時制共通の応募資格」に該当し、平成２１年４月１日以前に出生した者のうち、高校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、かつ、志願する都立高校の全日制又は定時制の応募資格を有する者とします。

なお、既に高校を卒業している者が、卒業した学科と同一の学科に再入学することはできません。

※　令和６年度入試において都立高校に合格した者、都立特別支援学校の高等部の入学許可予定者となり入学確約書を提出した者（入学手続を終えた者も含みます。）及び都立中高一貫教育校の高校・後期課程に進学・進級を予定する者は、応募できません。

１　都立高校の全日制及び定時制共通の応募資格

令和６年３月に中学校を卒業する見込みの者又は中学校を既に卒業した者

２　全日制の応募資格

保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいいます。）と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者

なお、東日本大震災（平成２３年３月１１日発生）、平成２８年熊本地震（平成２８年４月１４日発生）、平成３０年７月豪雨、平成３０年北海道胆振東部地震（平成３０年９月６日発生）、令和元年台風第１９号又は令和２年７月豪雨において、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者（以下「災害に伴う被災者」といいます。）で、父母のどちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者及び都内に身元引受人がおり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができます。

また、災害に伴う被災者で、既に都内に避難し都内中学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができます。その際、志願者が父母のどちらか一方とも同居していない場合は、具申書の提出が必要です。

その他の場合については、中学校の先生か、本冊子裏表紙の問合せ先にお問い合わせください。

３　定時制の応募資格

都内に住所若しくは勤務先を有し、入学後も引き続き都内に住所若しくは勤務先を有することが確実な者又は入学日までに都内に住所若しくは勤務先を有することが確実で、入学後も引き続き都内に住所若しくは勤務先を有することが確実な者

４　都立高校の全日制で応募資格審査等が必要な場合

次の(1)から(10)までのいずれかに該当する者は、志願先の都立高校で応募資格の審査を受け、承認を得た後に出願することができます。

(1)　都内在住者で、都外の中学校に在学している者又は都内在住者で中学校を既に卒業した者（都内在住者で外国において学校教育における９年の課程（以下「現地校」といいます。）を修了した者を含みます。）

(2)　保護者の１人以上とともに入学日までに都内の島しょ（以下「島しょ」といいます。）へ転居することが確実な者（下記(6)に該当する者を除きます。）

(3)　都外在住者で、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者

(4)　令和６年３月３１日までに、現地校又は日本人学校の課程を修了する見込みの者若しくは修了した者で、海外に在住している者のうち、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者。ただし、日本国籍を有する者で、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後１年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であることが必要です。

(5)　日本国内において、外国人学校の教育により、日本の９年の義務教育相当の教育を受けた外国籍を有する者又は令和６年３月３１日までに修了する見込みの外国籍を有する者

(6)　島しょ以外の都内に住所を有し、都内の中学校を卒業する見込みの者のうち、島しょの都立高校（大島海洋国際高校を除きます。）への受検を希望する者で、入学日までに当該島しょに保護者のうち１人以上とともに転居すること又は当該島しょに在住する身元引受人になり得る親族と同居することが確実な者及び島しょの町村が別途独自に実施する島外生徒受入選考の合格者

(7)　島しょの中学校を卒業する見込みの者のうち、入学日までに島しょ以外の都内又は他の島しょに保護者の１人以上とともに転居すること又は都内在住の身元引受人と同居することが確実な者及び島しょの町村が別途独自に実施する島外生徒受入選考の合格者

(8)　大島海洋国際高校へ出願する者のうち、保護者が大島を除く都内（大島を除く島しょも含みます。）に在住し、同校に入学後は志願者本人が大島に所在する寄宿舎に入舎する場合又は保護者が大島を除く都内（大島を除く島しょも含みます。）に在住し、入学日までに志願者本人が大島に在住する身元引受人になり得る親族と同居する場合

(9)　都外在住者で、入学日までにＪＯＣエリートアカデミー事業の対象者として当該事業に係る都内の寮に入居することが確実な者

(10)　２のなお書に該当する災害に伴う被災者で、父母のどちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人がおり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者

応募資格

※　応募資格の審査に要する書類については、「令和６年度東京都立高等学校応募資格審査取扱要項」（以下「応募資格審査取扱要項」といいます。）を入手し、確認の上準備してください（入手方法については、本冊子裏表紙の問合せ先にお問い合わせください。）。

なお、上記の⑹から⑽までに該当する者は、応募資格審査取扱要項の書類の代わりに、別の書類を提出することにより応募資格の審査に代えます。

※　保護者が父母である場合、原則として父母両方と都内に同居する者に応募資格を認めます。ただし、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよいものとします（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限ります。）。その際、理由書（様式応７）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類の提出が必要です（都内の中学校に在学する者は、提出は不要です。）。

応募資格が認められる事例や手続の詳細等については、応募資格審査取扱要項で確認の上、各都立高校又は本冊子裏表紙の問合せ先にお問い合わせください。また、「１６　都立高等学校入試Ｑ＆Ａ」Ｑ２５（１３３ページ）も併せて参照してください。

出願方法

志願者は、１校１コース又は１科（１分野）に限り出願します。

志望する同一の都立高校内にある同一の学科内に２科（２分野）以上ある場合（芸術に関する学科を除きます。）は、他の全ての科（分野）に志望順位を付けて出願することができます。また、同一の都立高校内に普通科とコース、農業科と家庭科等、複数の学科がある場合は、それぞれ別の学科として扱うため、一方を第１志望とした場合、他方を第２志望に指定することはできません。ただし、立川高校の理数科を第１志望とする者は同校の普通科を、科学技術高校の理数科を第１志望とする者は同校の科学技術科を、それぞれ第２志望に指定することができます。

なお、チャレンジスクール、八王子拓真高校（チャレンジ枠）、一橋高校、浅草高校、荻窪高校、八王子拓真高校（一般枠）及び砂川高校では、各部に志望順位を付けて出願することができます。新宿山吹高校（定時制）では、各科各部に志望順位を付けて出願することができます。

＜志望順位を指定することができる例＞

（例　１）（第３志望まで志望の順位を付けた場合）

	八王子桑志高校	
第１志望	デ ザ イ ン 分 野	（産業科）
第２志望	ク ラ フ ト 分 野	（産業科）
第３志望	システム情報分野	（産業科）

（例　２）（全ての科に志望の順位を付けた場合）

	六郷工科高校	
第１志望	プロダクト工学科	（工業に関する学科）
第２志望	デュアルシステム科	（工業に関する学科）
第３志望	シ ス テ ム 工 学 科	（工業に関する学科）
第４志望	デ ザ イ ン 工 学 科	（工業に関する学科）

＜志望順位を指定することができない例＞

（例　３）

	松が谷高校	
第１志望	外 国 語 コ ー ス	（コース）
第２志望	普　　通　　科	（普通科）
第３志望	―	

出願手続

1　出願に要する書類等

３５ページから３８ページまでの表に掲載していますが、主な書類等は次のとおりです。

区　　分		主な書類等
都内中学校卒業見込みの者		①　入学願書（インターネット出願では、志願者情報等を出願サイトに入力します。） ②　入学考査料（全日制２，２００円、定時制９５０円：出願サイト上での決済又は納付書による納付とします。納付書による場合は、所定の納付書により、納付書裏面に記載された納付場所で納付した領収証書の画像を出願サイトにアップロードします。やむを得ず紙の入学願書を用いる場合は、領収証書を裏面に貼り付けて提出します。） ③　調査書 ④　自己ＰＲカード（注） ⑤　中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)スコアレポート（都立高校提出用） （やむを得ない理由によりスピーキングテストを受験できない又は受験できなかったことについて、東京都教育委員会の承認を受けた志願者は、スコアレポートに代えて、都立高等学校入学者選抜における ESAT-J の結果活用に関する措置申請書を提出します。） ⑥　その他、都立高校長が必要とする書類
中学校卒業者	令和６年３月３１日現在満２０歳未満の者	①　入学願書（インターネット出願では、志願者情報等を出願サイトに入力します。） ②　入学考査料（全日制２，２００円、定時制９５０円：出願サイト上での決済又は納付書による納付とします。納付書による場合は、所定の納付書により、納付書裏面に記載された納付場所で納付した領収証書の画像を出願サイトにアップロードします。やむを得ず紙の入学願書を用いる場合は、領収証書を裏面に貼り付けて提出します。） ③　調査書（中学校卒業見込みの者とは様式が異なります。） ④　自己ＰＲカード（注） ⑤　中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)スコアレポート（都立高校提出用） （スピーキングテストを受験した者のみ、都立高校提出用の原本を提出します。やむを得ない理由によりスピーキングテストを受験できない又は受験できなかったことについて、東京都教育委員会の承認を受けた志願者は、スコアレポートに代えて、都立高等学校入学者選抜における ESAT-J の結果活用に関する措置申請書を提出します。） ⑥　東京都立高等学校出願承認申請書（全日制） ⑦　志願者と保護者の住民票記載事項証明書（※満１８歳以上の者は志願者分のみでよい） ⑧　その他、都立高校長が必要とする書類 ※　満１８歳以上の者で、定時制成人受検者特別措置を希望する者は、成人受検者特別措置申請書
	令和６年３月３１日現在満２０歳以上の者	①　入学願書（インターネット出願では、志願者情報等を出願サイトに入力します。） ②　入学考査料（全日制２，２００円、定時制９５０円：出願サイト上での決済又は納付書による納付とします。納付書による場合は、所定の納付書により、納付書裏面に記載された納付場所で納付した領収証書の画像を出願サイトにアップロードします。やむを得ず紙の入学願書を用いる場合は、領収証書を裏面に貼り付けて提出します。） ③　卒業証明書 ④　自己ＰＲカード（注） ⑤　中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)スコアレポート（都立高校提出用） （スピーキングテストを受験した者のみ、都立高校提出用の原本を提出します。やむを得ない理由によりスピーキングテストを受験できない又は受験できなかったことについて、東京都教育委員会の承認を受けた志願者は、スコアレポートに代えて、都立高等学校入学者選抜における ESAT-J の結果活用に関する措置申請書を提出します。） ⑥　東京都立高等学校出願承認申請書（全日制） ⑦　志願者の住民票記載事項証明書 ⑧　その他、都立高校長が必要とする書類 ※　定時制成人受検者特別措置を希望する者は、成人受検者特別措置申請書

（注）出願時に自己ＰＲカードの提出が必要となるのは、面接を実施する都立高校の志願者、面談の対象となる者、一般の学力検査における引揚生徒の受検についての措置又は定時制成人受検者特別措置により受検する者です。

○　定時制における成人受検者特別措置

中学校を既に卒業し、令和６年３月３１日現在満１８歳以上の者（平成１８年４月１日以前に出生した者）で希望する者については、学力検査に代えて面接及び作文により選考します。選考に当たっては、中学校を卒業する見込みの者及び卒業した者（定時制成人受検者特別措置適用者を除きます。）からの合格者を決定することに努めた後、定時制成人受検者特別措置適用者からの合格者を決定します。ただし、定時制課程単位制高校及び通信制高校では、この措置は適用しません。

なお、この措置を希望する場合は、出願時に自己ＰＲカードを提出する必要があります。

2　提出方法

(1)　志願者は、出願サイト上で志願者情報等の入力を行い、中学校長の承認を経て、出願に要する書類を、中学校を通じて、書類提出期間内に必着するよう、都立高校長宛てに簡易書留郵便等の追跡可能かつ対面での受け渡される方法により提出してください。

(2)　(1)の方法により出願することができないやむを得ない事情がある場合には、志願者は、志願する都立高校に連絡の上、出願に要する書類を、書類提出期間内に必着するよう、都立高校長宛てに簡易書留郵便等の追跡可能かつ対面で受け渡される方法により提出してください。

(3)　出願後は、出願サイトへの入力内容及びその他出願に要する書類に係る記載事項の変更はできません。

※　都内の中学校に在籍していない志願者については、出願サイト上での入力後、中学校長の承認は不要です。また、出願に要する書類は志願者自身が志願先の高校に直接送付します。

3　応募状況の発表

応募人員は、２月８日（木）夜に、東京都教育委員会ホームページに掲載します。

志願変更

1　志願変更の方法

出願後、別表（３４ページ参照）の〇を付した変更について、１回に限り行うことができます。

なお、同一の都立高校内に普通科とコース、農業科と家庭科等、複数の学科がある場合は、それぞれ別の学科として扱うため、一方に出願後、他方へ志願変更をすることができます。ただし、出願書類の返却を受けた都立高校の同一のコース及び科（分野）に再提出することはできません。また、同一の都立高校内にある同一学科内の科（分野）相互間の志望順位の変更もできません。

＜志願変更ができる例＞

（例１）　八潮高校の普通科に出願後、異なる学科である芝商業高校のビジネス科へ志願変更をすることができます（その逆もできます。）。

（例２）　富士森高校の普通科に出願後、コースを置く片倉高校の造形美術コースへ志願変更をすることができます（その逆もできます。）。

（例３）　国際高校の国際学科に出願後、コースを置く小平高校の外国語コースへ志願変更をすることができます（その逆もできます。）。

（例４）　コースを置く深川高校の外国語コースに出願後、同じ深川高校の普通科へ志願変更することができます（その逆もできます。）。

（例５）　農業高校の農業に関する学科の食品科学科に出願後、同じ農業高校の家庭に関する学科の食物科へ志願変更することができます（その逆もできます。）。

＜入学願書の記入例＞

（例１）

変更前	八潮高校 普　通　科
変更後	芝商業高校 ビ ジ ネ ス 科

（例５）

変更前	農業高校 食 品 科 学 科
変更後	農業高校 食　物　科

＜志願変更ができない例＞

①　全日制から定時制への志願変更

②　定時制から全日制への志願変更。ただし、チャレンジスクール、八王子拓真高校（チャレンジ枠）、一橋高校、浅草高校、荻窪高校、八王子拓真高校（一般枠）及び砂川高校に限り、これらの高校から全日制へ志願変更をすることができます。

③　定時制から定時制への志願変更。ただし、チャレンジスクール、八王子拓真高校（チャレンジ枠）、一橋高校、浅草高校、荻窪高校、八王子拓真高校（一般枠）及び砂川高校に限り、これらの各校間で相互に志願変更をすることができます。

④　同一の都立高校にある同一学科内の科（分野）相互間の志望順位の変更はできません。

（例１）　園芸高校の農業に関する学科の動物科を第１志望として出願後取り下げ、同じ園芸高校の農業に関する学科の食品科を第１志望として再提出することはできません（同一校同一学科への再提出はできません。志望順位の変更もできません。）。

（例２）　六郷工科高校の工業に関する学科のプロダクト工学科を第１志望として出願後取り下げ、同じ六郷工科高校の工業に関する学科のデュアルシステム科を第１志望として再提出することはできません（同一校同一学科への再提出はできません。志望順位の変更もできません。）。

（例３）　エンカレッジスクールの蒲田高校に出願後取り下げ、チャレンジスクールの六本木高校に再提出することはできません（全日制課程からチャレンジスクールへ志願変更をすることはできません。ただし、その逆はできます。）。

2　志願変更の手続

⑴ 志願変更願を、在学している中学校長の確認を経て、出願した都立高校長に提出し、出願に要した書類及び調査書等の返却を受けてください。ただし、都内の中学校に在学していない者については、中学校長の確認は必要ありません。

なお、志願変更願を提出する際には、生徒手帳や身分証明書など、本人確認できるものを提示してください。

⑵ 面接実施校を志願変更先とする場合は、志願変更先の都立高校が示した「本校の期待する生徒の姿」を参考にして、新たに自己ＰＲカードを作成してください。

⑶ 指定された期間内に出願サイト上で必要事項を入力し、返却された出願に要する書類に志願変更先の高等学校名等の必要な事項を記入し、厳封した調査書（志願変更願を受理した都立高校長から返却を受けたもの）及び新たに作成した自己ＰＲカード（面接実施校の志願者のみ）等を指定された日時に志願変更先の都立高校長に提出し、出願サイト上で受検票の交付を受けてください。

⑷ やむを得ない事情により、インターネット出願を行うことができない者は、志願変更においてもインターネット出願は行いません。

該当する志願者は、志願変更願を提出する際に、出願に要した書類として入学願書及び受検票も返却されます。返却された入学願書等に志願変更先の高等学校名等の必要な事項を記入し、受検票、厳封した調査書（志願変更願を受理した都立高校長から返却を受けたもの）及び新たに作成した自己ＰＲカード（面接実施校の志願者のみ）等を指定された日時に志願変更先の都立高校長に提出し、受検票の交付を受けます。

志願変更

(5) 大島海洋国際高校に出願した者のうち、島しょ以外に住所を有する者又は大島以外の島しょに住所を有し検査会場を東京都教職員研修センターと希望した者の志願変更の手続は、東京都教職員研修センターで行い、それ以外の者の手続は同校で行います。

(6) チャレンジスクール又は八王子拓真高校（チャレンジ枠）に出願後、全日制へ志願変更をする者は、新たに調査書及び自己ＰＲカード（面接実施校の志願者のみ）を提出します。

(7) 一橋高校、浅草高校、荻窪高校、八王子拓真高校（一般枠）及び砂川高校に出願後、チャレンジスクール及び八王子拓真高校（チャレンジ枠）へ志願変更をする場合は、調査書の提出は必要ありません。ただし、学校所定の志願申告書を提出します。

(8) チャレンジスクール、八王子拓真高校（チャレンジ枠）、一橋高校、浅草高校、荻窪高校、八王子拓真高校（一般枠）及び砂川高校に出願後、全日制高校へ志願変更をする場合は、入学考査料の差額（１，２５０円）を再提出先の全日制高校の窓口において、現金で納付します。

３　志願変更状況の発表

志願変更後の最終応募人員については、２月１４日（水）夜に、東京都教育委員会のホームページに掲載します。

学力検査等の実施

１　検査教科等

学力検査の教科について、全日制は、国語、数学、外国語（英語）、社会及び理科の５教科とします。ただし、芸術及び体育に関する学科については、国語、数学及び外国語（英語）の３教科とします。

なお、エンカレッジスクールとして指定された都立高校においては、学力検査を実施しません。

定時制は、国語、数学、外国語（英語）、社会及び理科の５教科の中から、３教科以上を各都立高校が定めます（「７　入試実施方法一覧（別表１）」（４２ページから７２ページまで）を参照）。また、面接を実施する学校があります。

その他の検査の実施内容は、各都立高校が定めます（「７　入試実施方法一覧（別表１）」を参照）。

各教科の満点は１００点です（特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を行う都立高校もあります。）。

面接及び実技検査等を行う科（分野）を第２志望以下の志望順位とした者については、当該の科（分野）において実施する面接及び実技検査等の検査を課すものとします。

２　集合時刻及び時間割

(1) 全日制並びに次の(2)及び(3)を除く定時制（学力検査を５教科で実施する場合）

	開始時刻　～　終了時刻	時　間	検査教科
集　　合	午前　８時３０分		
第１時限	午前　９時００分 ～ 午前　９時５０分	５０分	国　語
第２時限	午前１０時１０分 ～ 午前１１時００分	５０分	数　学
第３時限	午前１１時２０分 ～ 午後　０時１０分	５０分	英　語
第４時限	午後　１時１０分 ～ 午後　２時００分	５０分	社　会
第５時限	午後　２時２０分 ～ 午後　３時１０分	５０分	理　科

（注）英語学力検査時間の最初の約１０分間に、リスニングテストを実施します。

(2) 定時制成人受検者特別措置（次の(3)の高校を除きます。）

	開始時刻　～　終了時刻	時　間	検査内容
集　　合	午前　８時３０分		
第１時限	午前　９時００分 ～ 午前　９時５０分	５０分	作　文
第２時限	出願時に指定する日時		面　接

(3) 学力検査問題を自校で作成する定時制の検査開始・終了時刻及びそれらの都立高校の定時制成人受検者特別措置の検査開始・終了時刻は、(1)及び(2)にかかわらず当該都立高校で定めます。

３　検査会場

(1) 検査会場は、志願先の都立高校長が受検票により指定します。

(2) 大島海洋国際高校を志願する者のうち、島しょ以外に住所を有する者の検査会場は、東京都教職員研修センターとします。また、大島に住所を有する者の検査会場は同校とし、大島以外の島しょに住所を有する者は、同校又は東京都教職員研修センターのどちらかを検査会場として希望することができます。

(3) 大島海洋国際高校以外の島しょの都立高校を志願し、当該都立高校の所在する島しょ以外に住所を有する者は、当該都立高校又は東京都教職員研修センターのどちらかを検査会場として希望することができます。これを島外受検といいます（詳細については、本冊子裏表紙の問合せ先か島しょの各都立高校にお問い合わせください。）。

(4) 都立高校が設置されていない島しょの中学校及び小笠原村立小笠原中学校を卒業する見込みの者の検査会場については、別に定めます。これを現地受検といいます（詳細については中学校の先生にお問い合わせください。）。

選考

1　選考

⑴　選考は、「7　入試実施方法一覧（別表1）」（42ページから72ページまで参照）に基づき、調査書、学力検査（面接、小論文又は作文及び実技検査を実施する都立高校にあってはそれらを含む。）及び点数化したスピーキングテスト結果を総合した成績（総合成績）、入学願書による志望及び都立高校長が必要とする資料により行います。ただし、点数化したスピーキングテスト結果は、原則、英語の学力検査を実施する都立高校においてのみ、選考に用います。

なお、自己ＰＲカードは点数化しませんが、面接を実施する学校では面接資料として活用します。また、中学校卒業者に対して面談を実施する都立高校では、面談は点数化しませんが、選考に当たっては、面談の結果にも十分配慮します。

⑵　学力検査の得点（学力検査を実施した教科の得点の合計。ただし、傾斜配点を行う教科については、傾斜配点を行った得点とします。）と調査書の各教科の学習の記録を点数化したもの（以下「調査書点」といいます。）の比率については、次のとおりとします。

ア　全日制は、７：３とします。ただし、芸術及び体育に関する学科は６：４とします。

イ　定時制は、７：３又は６：４のどちらかとします。

なお、学力検査の得点と調査書点の合計は、１０００点を満点とします。さらに、点数化したスピーキングテスト結果を加えた合計を「総合得点」といい、１０２０点を満点とします。

⑶　スピーキングテストの結果の点数化については、以下のとおりとします。

ア　スピーキングテスト結果について、Aは２０点、Bは１６点、Cは１２点、Dは８点、Eは４点、Fは０点とします。

イ　スピーキングテスト不受験者については「仮のスピーキングテスト結果」を算出し、点数化の上、加点することで不利にならないよう取り扱うものとします。ただし、以下の(ｱ)に該当せずスピーキングテストを受験しなかった場合、「仮のスピーキングテスト結果」は算出せず、加点しません。

(ｱ) 不受験者とは、次のａ又はｂに該当する者とします。

ａ　都内公立中学校に在籍する者のうち、スピーキングテストを受験していない者で、都立高等学校入学者選抜におけるESAT-Jの結果活用に関する措置申請承認書を都立高校に提出した者

ｂ　スピーキングテスト実施日時点で、都内公立中学校に在籍していないため、スピーキングテストを受験していない者等（スピーキングテスト申込期間終了後に転入した者は、都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当に問い合わせてください。）

(ｲ) 不受験者については、英語学力検査の得点により順位を決め、当該不受験者の上下５名ずつ（合計１０名）以上の受検者を集計する範囲として定めることを基本とします。集計する範囲に含まれる受検者それぞれのスピーキングテスト結果を点数化し、その平均値により、当該不受験者の「仮のスピーキングテスト結果」を求めます。その際、平均値が１８点以上はA、１４点以上１８点未満はB、１０点以上１４点未満はC、６点以上１０点未満はD、２点以上６点未満はE、２点未満はFとします。

ウ　都内特別支援学校及び中学校の特別支援学級に在籍し、本人の希望によりスピーキングテストを受験した場合は、スピーキングテスト結果をアに従って点数化します。

エ　都内公立中学校に在籍しておらず、本人の希望によりスピーキングテストを受験した場合は、スピーキングテスト結果をアに従って点数化します。

⑷　各都立高校は、選考に当たり次の項目を適切に定めます。内容については、「7　入試実施方法一覧（別表1）」のとおりとします。

ア　面接の結果を点数化したもの（以下「面接点」といいます。）の満点

イ　小論文又は作文の結果を点数化したもの（以下「小論文点」又は「作文点」といいます。）の満点

ウ　実技検査の結果を点数化したもの（以下「実技検査点」といいます。）の満点

⑸　調査書中の各教科の学習の記録（評定数値）の扱いについては、学力検査を実施する教科は評定数値を１倍、学力検査を実施しない教科は評定数値を２倍して調査書点を算出します。ただし、エンカレッジスクールとして指定された都立高校においては、各教科の観点別学習状況の評価を用いて調査書点を算出します。

（例）　５教科、傾斜配点を行わず、学力検査の得点と調査書点の比率が７：３、面接点の満点が２００点、作文点の満点が１００点及び実技検査点の満点が２００点の学校の場合

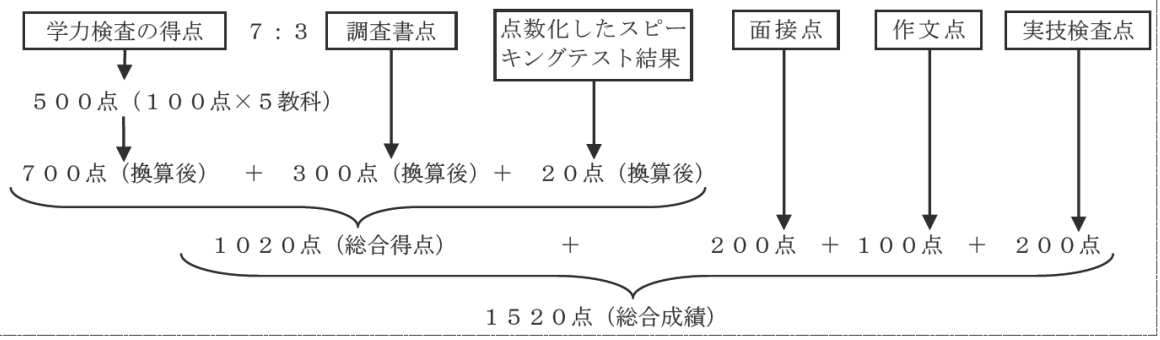

選考

2　エンカレッジスクールとして指定された都立高校の選考

(1)　選考は、「7　入試実施方法一覧（別表１）」に基づき、調査書、面接、小論文又は作文（実技検査を実施する都立高校にあってはこれらに加え、実技検査）の結果を総合した成績（総合成績）、出願時の志望及び都立高校長が必要とする資料（自己ＰＲカードを含みます。）により行います。

なお、面接に当たっては、自己ＰＲカードを面接資料として活用します。

(2)　調査書、面接、小論文又は作文（実技検査を実施する都立高校にあってはこれらに加え、実技検査）の結果は点数化します。それぞれの満点については、各都立高校が適切に定めます。

3　定時制成人受検者特別措置の選考

(1)　選考は、面接及び作文の結果を総合した成績（総合成績）、出願時の志望及び都立高校長が必要とする資料（自己ＰＲカードを含みます。）により行います。面接に当たっては、自己ＰＲカードを面接資料として活用します。

(2)　面接及び作文の結果は点数化します。

(3)　定時制成人受検者特別措置による面接及び作文の点数の合計の満点は、当該都立高校の総合成績の満点と同一となるようにします。

4　合格候補者の決定

合格候補者数については、入学手続者数が募集人員に対して過不足のないように、適切に決定します。

(1)　全日制

ア　普通科（コースを置く都立高校のコースを除きます。）及び総合学科

当該都立高校の募集人員（推薦に基づく入試の入学手続者数を除きます。以下同じです。）に相当する人員を、総合成績の順により決定し、これをその都立高校の合格候補者とします。

イ　普通科（コースを置く都立高校のコース）

当該都立高校の募集人員に相当する人員を総合成績の順により決定し、これをそのコースの合格候補者とします。

ウ　専門学科（芸術に関する学科及び理数に関する学科を除きます。）

(ｱ)　当該都立高校の募集人員に相当する人員を総合成績の順に決定します。

(ｲ)　学科内に２科（２分野）以上ある場合には、次の方法により合格候補者を決定します。

①　科（分野）ごとに、前項(ｱ)の人員のうち、その科（分野）を第１志望とした者の中から、総合成績の順に合格候補者を決定します。

②　第１志望で募集人員に達しない科（分野）は、その不足人員を前項(ｱ)の人員のうちから志望の順位に基づき、総合成績の順に充足します。

③　②の方法により充足しない科（分野）がある場合、当該の科（分野）について、合格候補者となっていない受検者の中から、総合成績の順に、当該の科（分野）の志望の有無に基づき充足します。その際、充足しない科（分野）が複数ある場合は、総合成績の順に、当該の科（分野）の志望の有無に基づき、志望の順位により充足します。

エ　専門学科（芸術に関する学科）

当該都立高校の各科の募集人員に相当する人員を総合成績の順により決定し、これをその科の合格候補者とします。

オ　専門学科（理数に関する学科）

当該都立高校の理数に関する学科の募集人員に相当する人員を総合成績の順により決定し、これをその科の合格候補者とします。

なお、理数に関する学科の合格候補者となっていない者のうち、理数に関する学科以外の学科を第２志望とした者を理数に関する学科以外の学科の志望者と合わせ、当該都立高校の募集人員に相当する人員を総合成績の順により理数に関する学科以外の学科の合格候補者を決定し、これをその都立高校の合格候補者とします。

(2)　定時制

ア　普通科（一橋高校、新宿山吹高校、浅草高校、荻窪高校、八王子拓真高校及び砂川高校を除きます。）、専門学科及び総合学科（チャレンジスクールを除きます。）

前記(1)ウと同じです。

イ　新宿山吹高校、砂川高校、チャレンジスクール及び八王子拓真高校（チャレンジ枠）

(ｱ)　各部（新宿山吹高校では科を含みます。）の募集人員を合計した人員を、総合成績（チャレンジスクール及び八王子拓真高校（チャレンジ枠）では、志願申告書、面接及び作文を総合した審査結果）の順により決定します。

(ｲ)　部ごとに、前項(ｱ)の人員のうち、その部を第１志望とした者のうち中から合格候補者を決定します。

第１志望で募集人員に達しない部は、その不足人員を前項(ｱ)の人員のうちから志望の順位に基づき、総合成績（審査結果）の順に充足します。

(ｳ)　(ｲ)の方法により充足しない部がある場合、当該の部について、合格候補者となっていない受検者の中から、総合成績（審査結果）の順に、当該の部の志望の有無に基づき充足します。その際、充足しない部が複数ある場合は、総合成績（審査結果）の順に、当該の部の志望の有無に基づき、志望の順位により充足します。

ウ　一橋高校、浅草高校、荻窪高校及び八王子拓真高校（一般枠）

各部の募集人員に相当する人員を、部ごとにその部を第１志望とした者のうちから総合成績の順により決定します。

第１志望者で募集人員に達しない部は、その不足人員を他の部の合格候補者になっていない受検者のうちから志望の順位に基づき、総合成績の順に充足します。

エ　定時制成人受検者特別措置による選考

当該措置適用者からの合格候補者の決定については、学力検査に基づく入試の受検者の選考結果と総合して検討し、決定します。その際、中学校を卒業する見込みの者及び卒業した者（ただし、定時制成人受検者特別措置適用者を除きます。）からの合格者を決定することに努めた後、定時制成人受検者特別措置適用者からの合格者を決定します。

合格者の発表	入学願書提出校における校内の掲示及び合否照会サイト上で行います。 なお、大島海洋国際高校の合格者の発表は、東京都教職員研修センターにおいても行います。 また、合格者には、合格通知書を交付します。交付に当たっては受検票が必要です。
入学手続	**合格者は、合格した都立高校において入学手続期間内に入学確約書を提出し、所定の納付書により、納付期間内に入学料（全日制　５，６５０円、定時制　２，１００円、通信制　５００円）を納付します。** 入学手続期間内に入学確約書を提出しない者は、合格を放棄したものとみなします。入学料の納付期限は、合格発表日の翌日から起算して５日以内です（ただし、５日目が土・日・祝日に当たる場合は金融機関等の翌営業日）。 また、入学料の納付がない場合、入学確約書は無効となります。 なお、大島海洋国際高校の入学手続は、同校及び東京都教職員研修センターで行います。また、島外受検の合格者の入学手続は、各都立高校又は東京都教職員研修センターのいずれかのうち、各都立高校が指定した場所で行います。 **※　合格した都立高校に入学手続をしない場合は、入学手続時間終了までに、入学を辞退する旨を、都立高校へ電話連絡するようにしてください。**

(3) 学力検査に基づく入試（分割後期募集・第二次募集）

一人でも多くの生徒の都立高校への進学を保障する趣旨から、既に国私立高校に入学手続を終えている方については、以後の募集への出願を遠慮してください。

応募資格	第一次募集・分割前期募集の応募資格を準用します。ただし、分割後期募集・第二次募集の入学願書受付までに終了する都立高校の入試における合格者、都立特別支援学校の高等部の入学許可予定者となり入学確約書を提出した者（入学手続を終えた者も含みます。）、都立中高一貫教育校の高校・後期課程に進学・進級を予定している者及び都立産業技術高等専門学校の入学許可予定者となった者は、出願できません。
出願方法	志願者は、１校に限り出願します。 なお、志望校に複数の学科、コース、科（分野）があり、募集がある場合は、第一次募集・分割前期募集と異なり、志望順位を付けることができます（芸術に関する学科を除きます。）。 ＜志望順位指定の例＞ （例１） | | 松が谷高校 | | 第１志望 | 外国語コース | | 第２志望 | 普通科 | | 第３志望 | ― | （例２） | | 農業高校 | | 第１志望 | 服飾科（家庭） | | 第２志望 | 都市園芸科（農業） | | 第３志望 | 食物科（家庭） |
出願手続	１　出願に要する書類等は、第一次募集・分割前期募集の出願手続を準用します（２２ページ参照）。ただし、インターネット出願は行わないため、入学願書を含む出願に要する書類等の提出は全て紙で行い、入学考査料は所定の納付書により納付書裏面に記載の納付場所で納付し、入学願書の裏面に貼り付けてください。 ２　提出方法 (1)　志願者は、（都内の中学校に在学している場合は中学校長の確認を経て）出願期間中に志願する都立高校長に出願に必要な書類を提出します。 (2)　郵送による出願は受け付けません。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、入学願書等提出期限までに簡易書留郵便で到着したものに限り受け付けます（受検票返送用として、志願者の住所・氏名等を明記し、簡易書留郵便による郵送料相当分の郵券を貼った定形（長形３号）の封筒を同封してください。）。 ア　定時制へ出願する場合 イ　島しょの中学校を卒業する見込みの者が出願する場合 ウ　大島海洋国際高校を除く島しょの都立高校を志願する者のうち、当該都立高校の所在する島しょ以外に住所を有する者が出願する場合 (3)　大島海洋国際高校への出願は、同校への出願（持参又は郵送）に限ります。 (4)　入学願書提出後は、記載事項の変更を認めません。 ３　応募状況の発表 (1)　分割後期募集・全日制第二次募集 応募人員については、３月６日（水）夜に、東京都教育委員会のホームページに掲載します。 (2)　定時制第二次募集 応募人員については、３月２１日（木）夜に、東京都教育委員会のホームページに掲載します。

志願変更	1　志願変更の方法 ⑴　分割後期募集・全日制第二次募集における志願変更 入学願書提出後、別表（３４ページ参照）の〇を付した変更について、１回に限り行うことができます。 ＜志願変更ができる例＞ （例１）　深川高校の普通科を第１志望、外国語コースを第２志望として出願後取り下げ、松が谷高校の外国語コースを第１志望、普通科を第２志望として志願変更をすることができます。 （例２）　農業高校の服飾科を第１志望、都市園芸科を第２志望、食物科を第３志望として出願後取り下げ、多摩工業高校の機械科を第１志望、環境化学科を第２志望として志願変更をすることができます。 ただし、以下の都立高校へは入学願書の再提出ができません。 ・　入学願書の返却を受けた都立高校 ・　大島海洋国際高校を除く島しょの都立高校（ただし、大島高校と大島海洋国際高校間の志願変更はできます。） ⑵　定時制第二次募集における志願変更 入学願書提出後、募集を行っている学校間での志願変更を、１回に限り行うことができます。ただし、入学願書の返却を受けた都立高校及び島しょの都立高校への再提出はできません。 2　志願変更の手続 ⑴　志願変更願及び受検票を、（都内の中学校に在学している志願者は、在学している中学校長の確認を経て）出願した都立高校長に提出し、入学願書等の出願に要した書類及び調査書等の返却を受けます。 ⑵　返却された入学願書等の書類及び新たに作成した自己ＰＲカード（面接実施校の志願者のみ）を指定された日時に志願変更先の都立高校長に提出し、受検票の交付を受けます。 ⑶　チャレンジスクール又は八王子拓真高校（チャレンジ枠）に出願後、全日制高校、一橋高校、浅草高校、荻窪高校、八王子拓真高校（一般枠）及び砂川高校へ志願変更をする場合は、新たに調査書及び自己ＰＲカード（面接実施校の志願者のみ）を提出します。 ⑷　一橋高校、浅草高校、荻窪高校、八王子拓真高校（一般枠）及び砂川高校に出願後、チャレンジスクール及び八王子拓真高校（チャレンジ枠）へ志願変更をする場合は、調査書の提出は必要ありません。ただし、学校所定の志願申告書を提出します。 ⑸　チャレンジスクール、八王子拓真高校（チャレンジ枠）、一橋高校、浅草高校、荻窪高校、八王子拓真高校（一般枠）及び砂川高校に出願後、全日制高校へ志願変更をする場合は、入学考査料の差額（１，２５０円）を再提出先の全日制高校の窓口において、現金で納付します。 3　志願変更状況の発表 ⑴　分割後期募集・全日制第二次募集 志願変更後の最終応募人員については、３月８日（金）夜に、東京都教育委員会のホームページに掲載します。 ⑵　定時制第二次募集 志願変更後の最終応募人員については、３月２５日（月）夜に、東京都教育委員会のホームページに掲載します。

学力検査等の実施

1　検査教科等

学力検査の教科について、分割後期募集・全日制第二次募集は、国語、数学及び外国語（英語）の３教科とします。

なお、エンカレッジスクールとして指定された都立高校においては、学力検査を実施しません。

定時制第二次募集は、国語、数学、外国語（英語）、社会及び理科の５教科の中から、３教科以上を各都立高校が定めます（「７　入試実施方法一覧（別表１）」（４２ページから７２ページまで）を参照）。また、面接を実施する学校があります。

その他の検査の実施内容は、各都立高校が定めます（「７　入試実施方法一覧（別表１）」を参照）。

各教科の満点は１００点です（特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を行う都立高校もあります。）。

面接及び実技検査等を行うコース及び科（分野）を第２志望以下の志望順位とした者については、当該のコース及び科において実施する面接及び実技検査等の検査を課すものとします。

2　集合時刻及び時間割

(1)　全日制（面接等を実施する場合の時間は各都立高校で定めます。）

	開始時刻　～　終了時刻	時　間	検査教科
集　　合	午前　8時３０分		
第１時限	午前　9時００分 ～ 午前　9時５０分	５０分	国　語
第２時限	午前１０時１０分 ～ 午前１１時００分	５０分	数　学
第３時限	午前１１時２０分 ～ 午後　0時１０分	５０分	英　語

（注）エンカレッジスクールとして指定された都立高校の時間割は、各都立高校が別に定めます。

(2)　定時制

集合時刻及び時間割は、各都立高校が定めます。

選考

選考及び合格候補者の決定は、第一次募集・分割前期募集を準用します（２５ページから２６ページ参照）。
ただし、学力検査の得点と調査書点の比率は、全日制は６：４とし、定時制は６：４又は５：５のどちらかとします。
なお、スピーキングテストの結果は選考に活用しません。

合格者の発表

入学願書提出校における校内の掲示及び合否照会サイト上で行います。
合格者には、合格通知書を交付します。交付に当たっては受検票が必要です。

入学手続

第一次募集・分割前期募集を準用します（２７ページ参照）。ただし、大島海洋国際高校の入学手続は同校のみで行います。

(4) 学力検査に基づく入試（インフルエンザ等学校感染症罹（り）患者等に対する追検査）

第一次募集の検査日当日に、インフルエンザ等の学校感染症への罹患等により受検することができなかった者について、志願する都立高校の受検機会を確保するため、「インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追検査」（以下「追検査」といいます。）を実施します。

追検査実施の流れについては、「１６　都立高等学校入試Ｑ＆Ａ」Ｑ２４（１３２ページ）も併せて参照してください。

日程

追検査の実施時期は、全日制、定時制とも、全日制第二次募集と同日程です（2ページ参照）。ただし、分割募集実施校においては、追検査を実施しません。また、追検査に出願した場合、志願変更はできません。

応募資格

第一次募集・分割前期募集の応募資格を準用するとともに、追検査においては、第一次募集の検査日当日に、インフルエンザ等の学校感染症（新型コロナウイルス感染症を含みます。）に罹患した者又は学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第１９条により中学校長が出席停止の措置を行った者で、当該検査を受検せず追検査の措置を希望する者で、第一次募集で出願した都立高校を受検することができなかった者のうち、インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する措置を申請し、当該都立高校長から承認を得た者とします。

※　追検査の措置を希望する場合は、中学校長を経由して、令和６年２月２２日（木）午後５時までに、インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する措置申請書（様式27）により第一次募集において出願した都立高校長に措置を申請する必要があります。ただし、都内の中学校に在学していない者は、中学校長を経由する必要はありません。

出願方法	第一次募集において、インフルエンザ等の学校感染症への罹患等により受検することができなかった都立高校にのみ出願することができます。追検査に出願した場合、分割後期募集・全日制第二次募集に出願することはできません。また、追検査に出願した者は志願変更をすることができません。 なお、インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する措置を申請した者が、分割後期募集・全日制第二次募集を実施する都立高校に出願することも可能ですが、分割後期募集・全日制第二次募集に出願した場合、追検査に出願することはできません。
出願手続	分割後期募集・第二次募集の出願手続を準用します（２７ページ参照）。ただし、入学願書は、インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追検査用（様式33）を用います。 また、出願の際には、医療機関の証明書、中学校長が出席停止の措置を行ったことについて証明する書類又は発熱があったことについて中学校長が証明する書類の内いずれか一通を添付し、入学願書と併せて当該都立高校に提出します。 なお、追検査に出願する際には、入学考査料（全日制の場合は２，２００円、定時制の場合は９５０円）を別途用意し、所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付けます。
学力検査等の実施	１　検査教科等 学力検査の教科については、国語、数学及び外国語(英語)の３教科とし、各教科の満点は１００点とします。また、追検査で使用する検査問題は、分割後期募集・全日制第二次募集で使用する検査問題と同一のものとします。 なお、チャレンジスクール及び八王子拓真高校（チャレンジ枠）においては、学力検査を実施しません。 学力検査以外の検査の実施内容は、各都立高校が別に定めます（※）。 検査教科等のうち、１教科（各都立高校が定めるその他の検査を含む。）でも受検しなかった者は、受検を放棄したものとみなします。ただし、正当な事由により、一部受検できなかった者は、受検したものとみなします。 ２　集合時刻及び時間割 分割後期募集及び全日制第二次募集を準用します（２９ページ参照）。 なお、学力検査以外の検査については、各都立高校が定める日時（※）で実施します。 ３　検査会場 学力検査会場は、各都立高校とします。また、学力検査以外の検査会場は、各都立高校が受検票により指定します。第二次募集を併せて実施する場合は、第二次募集とは別に追検査の会場を校内に設置して実施します。 ※　追検査における各都立高校の検査内容等の詳しい内容については、東京都教育委員会のホームページ「令和６年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について」に掲載しております（令和５年９月公表）。
選考	選考は、各都立高校があらかじめ定めた選考方法に基づき行います。 なお、受検者のうち、各都立高校が定めた基準に達していると認められた者の中から合格候補者を決定します。

合格者の発表	分割後期募集・全日制第二次募集を準用します（２９ページ参照）。
入学手続	分割後期募集・全日制第二次募集を準用します（２９ページ参照）。

(5) 応募資格の異なる都立高等学校　＊出願手続等の詳しい内容については、各都立高校の募集要項等で確認してください。

募集の種類	応募資格等
国際バカロレアコース ４月入学生徒の入試 ・国際高校	次の１又は２に該当し、国際バカロレアコースを第１志望とする者とします。 １　日本人生徒募集 日本国籍を有し、第一次募集・分割前期募集における都立高校の全日制の応募資格（２０ページ参照）に該当し、高校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者 ２　外国人生徒募集 外国籍を有し、第一次募集・分割前期募集における都立高校の全日制の応募資格（２０ページ参照）に該当し、高校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者 ※　上記１及び２において、保護者が父母である場合、原則として父母両方と都内に同居する者に応募資格を認めます。ただし、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよいものとします（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限ります。）。 なお、上記１の日本人生徒募集では、現地校又は日本人学校を卒業する見込みの者又は卒業した者で海外に在住している者について、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後１年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であることが必要です。 検査内容等は、英語運用能力検査、数学活用能力検査、小論文、個人面接及び調査書です。詳細については、５９ページを参照してください。

国際バカロレアコース ９月入学生徒の入試 ・ 国際高校	平成２１年４月１日以前に出生した者で、次の１又は２に該当し、国際バカロレアコースを第１志望とする者とします。 なお、既に実施された令和６年度東京都立高校入試に応募した者の出願は認めません。 １　日本人生徒募集 日本国籍を有し、次の⑴及び⑵に該当する者 ⑴　令和６年４月１日から同年８月３１日までの間に、現地校を修了する見込みの者又は修了した者 ⑵　保護者とともに都内に住所を有する者又は入学日までに住所を有することが確実な者のうち、入学後も引き続き都内から通学する者 ２　外国人生徒募集 外国籍を有し、次の⑴及び⑵に該当する者 ⑴　高校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次のア又はイのどちらかに該当する者 ア　令和６年４月１日から同年８月３１日までの間に、外国において学校教育における９年の課程を修了する見込みの者又は修了した者 イ　令和６年４月１日から同年８月３１日までの間に、日本国内において外国人学校の教育により日本の９年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者 ⑵　保護者とともに都内に住所を有する者又は入学日までに住所を有することが確実な者で、かつ、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよいものとします（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限ります。）。 ※　上記１及び２において、保護者が父母である場合、原則として父母両方と都内に同居する者に応募資格を認めます。ただし、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよいものとします（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限ります。）。 なお、上記１の日本人生徒募集では、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後１年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であることが必要です。 検査内容等は、英語運用能力検査、数学活用能力検査、小論文、個人面接及び調査書です。詳細については、５９ページを参照してください。
チャレンジスクール ・ 六本木高校 ・ 大江戸高校 ・ 世田谷泉高校 ・ 稔ヶ丘高校 ・ 桐ヶ丘高校 ・ 小台橋高校 ・ 八王子拓真高校 （チャレンジ枠）	１　第１学年相当 第一次募集・分割前期募集の定時制の応募資格（２０ページ参照）を有する者又は同資格を有する高校等中途退学者で、令和５年１２月までの高等学校における修得単位数が１８単位以下の者 ２　第２学年相当以上 第一次募集・分割前期募集の定時制の応募資格（２０ページ参照）を有する高校等中途退学者で、在学していた期間が１年以上、かつ、令和５年１２月までの高校における修得単位数が１９単位以上の者 検査内容は、面接及び作文です。
定時制単位制高校 （チャレンジスクールを除きます。） ・ 一橋高校 ・ 新宿山吹高校 ・ 浅草高校 ・ 六郷工科高校 ・ 荻窪高校 ・ 飛鳥高校 ・ 板橋有徳高校 ・ 八王子拓真高校（一般枠） ・ 砂川高校 ・ 青梅総合高校 ・ 東久留米総合高校	１　第１学年相当 第一次募集・分割前期募集の定時制の応募資格（２０ページ参照）を有する者又は同資格を有する高校等中途退学者で、令和５年１２月までの高校における修得単位数が１８単位以下の者 ２　第２学年相当以上 第一次募集・分割前期募集の定時制の応募資格（２０ページ参照）を有する高校等中途退学者で、在学していた期間が１年以上、かつ、令和５年１２月までの高校における修得単位数が１９単位以上の者 学力検査の教科は、国語、数学、外国語（英語）、社会及び理科の５教科の中から、３教科以上を各都立高校が定めます。また、面接又は作文を実施する学校があります。 なお、六郷工科高校、飛鳥高校、板橋有徳高校、青梅総合高校及び東久留米総合高校では、第２学年相当以上の募集を行いません。

海外帰国生徒対象 ４月入学生徒の入試 ・　三田高校 ・　竹早高校 ・　日野台高校 ・　国際高校	日本国籍を有し、第一次募集・分割前期募集における都立高校の全日制の応募資格（２０ページ参照）に該当する者のうち、高校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない平成２１年４月１日以前に出生した者で、かつ、次の１及び２に該当する者とします。 １　保護者に伴って海外に在住している者又は在住していた者（保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴って海外に在住している者又は在住していた者も含みます。ただし、本人と同居していない父又は母は海外又は都内に在住している場合に限ります。） ２　保護者とともに都内に住所を有する者又は入学日までに住所を有することが確実な者で、入学後も引き続き都内から通学する者のうち、⑴から⑶までのいずれかに該当する者 なお、都内に志願者と同居する保護者については以下の場合も含みます。 ・　保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により帰国できないときは、父又は母のどちらか一方が帰国し、都内に志願者と同居すればよい。 ・　特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後１年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。 ⑴　保護者（保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方で構いません。ただし、本人と同居していない父又は母は海外又は都内に在住している場合に限ります。以下⑵、⑶において同じです。）に伴った外国における連続した在住期間が２年以上３年未満の者（連続した２箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者を含みます。）で、入学日現在当該海外在住期間終了後１年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後１年を超える者のうち、帰国日が令和５年３月１日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後１年以内とみなします。 ⑵　保護者に伴った外国における連続した在住期間が３年以上４年未満の者（連続した３箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者を含みます。）で、入学日現在当該海外在住期間終了後２年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後２年を超える者のうち、帰国日が令和４年３月１日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後２年以内とみなします。 ⑶　保護者に伴った外国における連続した在住期間が４年以上の者（連続した４箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者を含みます。）で、入学日現在当該海外在住期間終了後３年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後３年を超える者のうち、帰国日が令和３年３月１日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後３年以内とみなします。 検査内容は、国語（作文を含みます。）、数学、外国語（英語）及び面接です。 （国際高校の現地校出身者対象の検査内容は、作文及び面接です。言語については、それぞれの検査において日本語又は英語のどちらかを選択することができます。）
海外帰国生徒対象 ９月入学生徒の入試 （現地校出身者対象） ・　三田高校 ・　竹早高校 ・　日野台高校 ・　国際高校	日本国籍を有し、次の１から３までの全てに該当する者で、平成２１年４月１日以前に出生した者とします。 なお、既に実施された令和５年度東京都立高校入試に応募した者の出願は認めません。 １　高校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、令和６年４月１日から同年８月３１日までの間に、外国において学校教育における９年又は１０年の課程を修了する見込みの者又は修了した者 ２　保護者に伴って海外に在住している者又は在住していた者（保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴って海外に在住している者又は在住していた者も含みます。ただし、本人と同居していない父又は母は海外又は都内に在住している場合に限ります。） ３　保護者（保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方で構いません。ただし、本人と同居していない父又は母は海外又は都内に在住している場合に限ります。）に伴った外国における連続した在住期間が２年以上の者（連続した２箇学年の課程を修了する見込みの者を含みます。）で、保護者とともに都内に住所を有する者又は入学日までに住所を有することが確実な者のうち、入学後も引き続き都内から通学する者。ただし、都内に志願者と同居する保護者については以下の場合も含みます。 ⑴　保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により帰国できないときは、父又は母のどちらか一方が帰国し、都内に志願者と同居すればよい。 ⑵　特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後１年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。 検査内容は、作文及び面接です。言語については、それぞれの検査において日本語又は英語のどちらかを選択することができます。

在京外国人生徒対象 ４月入学生徒の入試 ・ 竹台高校 ・ 田柄高校 ・ 南葛飾高校 ・ 府中西高校 ・ 飛鳥高校 ・ 六郷工科高校 ・ 杉並総合高校 ・ 国際高校	外国籍を有し、次の１及び２に該当する者で、平成２１年４月１日以前に出生した者とします。 １　高校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次の⑴から⑶までのいずれかに該当する者 ⑴　令和６年３月３１日までに、外国において学校教育における９年の課程を修了する見込みの者又は修了した者 ⑵　令和６年３月３１日までに、日本国内において外国人学校の教育により日本の９年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者 ⑶　令和６年３月３１日までに、中学校を卒業する見込みの者又は既に卒業した者で、入国後の在日期間が入学日現在原則として３年以内の者。ただし、入学日現在入国後３年を超える者のうち、入国日が令和３年３月１日以降の者については、入国後の在日期間が入学日現在３年以内とみなします。 ２　第一次募集・分割前期募集における都立高校の全日制の応募資格（１９ページ参照）に該当する者 検査内容は、作文及び面接です。言語については、それぞれの検査において日本語又は英語のどちらかを選択することができます。
在京外国人生徒対象 ９月入学生徒の入試 ・ 竹台高校 ・ 田柄高校 ・ 南葛飾高校 ・ 府中西高校 ・ 飛鳥高校 ・ 国際高校	外国籍を有し、次の１及び２に該当する者で、平成２１年４月１日以前に出生した者とします。 なお、既に実施された令和６年度東京都立高校入試に応募した者の出願は認めません。 １　高校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次の⑴又は⑵のどちらかに該当する者 ⑴　令和６年４月１日から同年８月３１日までの間に、外国において学校教育における９年の課程を修了する見込みの者又は修了した者 ⑵　令和６年４月１日から同年８月３１日までの間に、日本国内において外国人学校の教育により日本の９年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者 ２　保護者とともに都内に住所を有する者又は入学日までに住所を有することが確実な者で、かつ、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者 なお、保護者が父母である場合、原則として父母両方と都内に同居する者に応募資格を認めます。ただし、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよいものとします（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限ります。）。 検査内容は、作文及び面接です。言語については、それぞれの検査において日本語又は英語のどちらかを選択することができます。
引 揚 生 徒 対 象 ・ 深川高校 ・ 光丘高校 ・ 富士森高校	第一次募集・分割前期募集における都立高校の全日制の応募資格（２０ページ参照）を有し、高校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない平成２１年４月１日以前に出生した者で、かつ、次の１及び２に該当する者とします。 １　保護者が引揚者である者（保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が引揚者である場合を含みます。）のうち、保護者とともに都内に住所を有する者又は入学日までに都内に住所を有することが確実で、入学後も引き続き都内から通学する者 なお、保護者が父母である場合、原則として父母両方と都内に同居する者に応募資格を認めます。ただし、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよいものとします（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限ります。）。 さらに、令和６年３月に中学校を卒業する見込みの者又は卒業した者である場合、引揚げ後に原則として小学校第４学年以上の学年に入学した者とします。 なお、引揚者とは、終戦前（昭和２０年９月２日以前をいいます。）から引き続き外国に居住していた者（これらの者を両親として終戦後外国において出生した者を含みます。）で、終戦後初めて永住の目的をもって帰国した者をいいます。 ２　以前に、この引揚生徒対象の入試により入学したことがない者 検査内容は、作文及び面接です。
通　　信　　制 ・ 一橋高校 ・ 新宿山吹高校 ・ 砂川高校	以下に該当し、かつ、当該都立高校が実施する面接指導（スクーリング）に対応（出席）可能な者とします。 １　第１学年相当 第一次募集・分割前期募集の定時制の応募資格（２０ページ参照）を有する者、同資格を有する高校等中途退学者又は高校在籍中の者で、高校における修得単位数が当該都立高校で定める修得単位数以下の者 ２　第２学年相当以上 第一次募集・分割前期募集の定時制の応募資格（２０ページ参照）を有する高校等中途退学者又は高校在籍中の者で、在籍していた期間が１年以上、かつ、高校における修得単位数が当該都立高校で定める修得単位数以上の者 検査内容については、７２ページを参照してください。
保護者の転勤等に伴う ４月入学者募集	保護者の転勤等に伴い、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者で、令和６年度の道府県等の国公私立高校全日制の入試に合格している者及び中等教育学校後期課程に進級見込みの者が応募可能です。 検査内容は、国語、数学、外国語（英語）及び面接です。